

自費解体

◆申請時に必要な書類

①	被災建造物等の撤去費用償還申請書	市の申請様式 (様式第1号)
②	被災証明書(被災証明書等) ※「半壊」以上の被災程度記載有	税務課 外
③	申請者の身分証明書(原本及び写し) ※申請の提出を委任する場合は受任者の身分証明書	各発行機関
	1点で可 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、 その他(国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの)	
	上記がない場合、 2点必要 国民健康保険、健康保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、 国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、 その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
③	建物配置図 解体する建物等を明記してください。 ※手書きでも可	市の申請様式 (様式第2号)
④	登記事項証明書(建物・全部) (現在の建物所有者が記載されているもの) ＜発行日から6か月以内のもの＞ 【未登記の場合】 ・課税されている場合 ⇒ 固定資産税(評価・課税)証明書 ・非課税の場合 ⇒ 土地の登記事項証明書(土地・全部)	法務局 ※未登記の場合の書類は税務課 ※土地の登記事項証明書は法務局
⑤	被災状況が分かる写真	市の申請様式 (様式第3号)
⑥	契約書(原本及び写し) ※コピーして返却 ※注文書と請書のセットでも代用可	業者が発行
⑦	内訳明細書(原本及び写し) ※コピーして返却 ※見積書で代用可	業者が発行
⑧	領収書(原本及び写し) ※コピーして返却	業者が発行
⑨	解体写真など ※各工程(解体前・解体中・解体後)の写真、廃棄物運搬時の車の大きさ(2t、4t等)が分かる写真	業者が発行
⑩	建物解体証明書(原本及び写し) ※コピーして返却	業者が発行
⑪	マニフェスト伝票(E票)(原本及び写し) ※コピーして返却	業者が発行
⑫	申請者名義の口座情報が分かるもの ※通帳の写しなど	

◆場合により必要な書類

○商業・法人登記簿謄本 (資本金が分かるもの) <発行日から6か月以内のもの> ※建物の所有者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の場合	法務局
○委任状 <実印押印・印鑑証明書の添付が必要>	市の申請様式 (様式第4号)
※申請者の他に権利者がいる場合は次の書類が必要	
○同意書 <実印押印・印鑑証明書の添付が必要> ・所有者(共有者)・・・解体する建物の所有者が複数いる場合 ※申請者以外の所有者分が必要 ・相続人・・・解体する建物の所有者が死亡している場合 ※全ての相続人分が必要	市の申請様式 (様式第5号)
○相続したことが分かる書類一式 ※解体する建物の所有者が死亡している場合に必要 ・相続関係図 ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の現在の戸籍 ・公正証書遺言書 ・遺産分割協議書 など	戸籍謄本・除籍謄本に ついては本籍地の役所
○印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)	市民課 (法人の場合は、法務局)

個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。